

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分……………
- ……………(生活文化局消費生活部取引指導課)…
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)…
- 市街地再開発組合の解散認可……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)…
- 平成十七年東京都告示第八百六十四号(東京都エネルギー環境計画指針)の一部改正……………(環境局都市エネルギー部都市エネルギー推進課)…
- 石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事における作業上の遵守事項……………(環境局環境改善部計画課)…
- 平成二十六年におけるかつお・まぐろ漁業の許可等の申請期間等……………(産業労働局農林水産部水産課)…
- 平成二十六年の小笠原海域におけるさんご漁業の許可等の申請期間等……………(同)…
- 東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則の一部を改正する規則……………
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
- 施設建築物の建築工事の完了……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(同)…

## 告示

### ●東京都告示第八百二十六号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

#### 一 被処分者

- (一) 名称 株式会社シーオーケイ
- (二) 代表者氏名 笹本 優樹
- (三) 主たる事務 所 神奈川県横浜市中区山下町二百二十四番地一Kビル九F

#### 二 処分年月日 平成二十六年四月二十四日

#### 三 処分の内容

平成二十六年四月二十五日から同年十月二十四日まで(六箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

- (一) 契約の締結について勧誘すること。
- (二) 契約の申込みを受けること。
- (三) 契約を締結すること。

#### 四 適用条項 法第八条第一項

### ●東京都告示第八百二十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十六年五月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一日時 平成二十六年六月九日 午後二時三十分

#### 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

#### 三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社福生住宅
- (二) 代表者氏名 代表取締役 津田 宗孝
- (三) 主たる事務 所 羽村市神明台一丁目三十六番地七
- (四) 免許証番号 東京都知事(10)第四〇〇八三号
- (五) 免許年月日 平成二十五年十一月二十一日

### ●東京都告示第八百二十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき淡路町二丁目西部地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十六年五月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

### ●東京都告示第八百二十九号

<p>平成十七年東京都告示第八百六十四号（東京電力ホールディングス計画指針）の一部を次のように改正する。</p> <p>平成二十六年五月二十九日</p> <p>東京電力ホールディングス株式会社 取締役 一</p> <p>第三 一(四)を次のように定める。</p> <p>(5) 電気の供給の量のうち再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量（以下「再生可能エネルギー利用量」という。）の割合（以下「再生可能エネルギー利用率」という。）</p> <p>第三 一(五)を定める。</p> <p>第三 一(六)「算出」や「算定」及び「別表第2」や「別表」及び「再生可能エネルギー導入率」や「再生可能エネルギー利用率」及び「自社等発電所において再生可能エネルギーを利用して発電した電気の供給の量」や「再生可能エネルギー利用量」及び「自社等発電所において発電した」や「再生可能エネルギー」及び「再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標」</p> <p>5 再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標</p> <p>特定事業者は、再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給について、次に掲げる事項の目標値を設定するものとする。</p> <p>なお、計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した計画書に記載した次に掲げる事項の目標値を転記するものとする。</p> <p>また、再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策、今後の開発の見通し等目標設定に係る措置の考え方を</p>	<p>整理し、示すものとする。</p> <p>(1) 提出年度の再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率</p> <p>提出年度における再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率</p> <p>(2) 2015年度の再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率</p> <p>中期的な目標として、2015年度における再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率</p> <p>(3) 長期的目標年度の再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率</p> <p>長期的な目標として、長期的な目標年度（おおむね2020年度とする。）における再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率</p> <p>なお、長期的な目標年度は、CO<sub>2</sub>排出係数の長期的な目標年度と同じ年度とする。ただし、合理的な理由がある場合は、知事と協議の上、これと異なる年度とすることができる。</p> <p>第三 一(七)「による発電量」や「を利用した発電による電気の供給の量」及び「未利用エネルギー等導入率」や「未利用エネルギー利用率」及び「算定」及び「算出」及び「別表」及び「再生可能エネルギーの供給の量の割合及びその拡大に係る措置の進捗状況</p> <p>特定事業者は、再生可能エネルギーを利用した発電事業について、前年度の再生可能エネルギー利用量及</p>	<p>び再生可能エネルギー利用率を算定し、報告するものとする。</p> <p>なお、報告書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した報告書に記載した前々年度の利用量及び利用率を転記するものとする。</p> <p>また、計画書に記載した再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策の取組実績、開発の実績等を整理し、示すものとする。</p> <p>第三 一(七)「による発電」や「を利用した発電による電気の供給」及び「未利用エネルギー等導入率」や「未利用エネルギー利用率」及び「算定」及び「算出」及び「別表」及び「再生可能エネルギーの供給の量の割合及びその拡大に係る措置の進捗状況</p> <p>第三 一(八)「による発電」や「を利用した発電による電気の供給」及び「未利用エネルギー等導入率」や「未利用エネルギー利用率」及び「算定」及び「算出」及び「別表」及び「再生可能エネルギーの供給の量の割合及びその拡大に係る措置の進捗状況</p>
---	---	--

第1号様式 その3

5 再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

項目	当年度の利用率		2015年度の利用率		長期的目標年度の利用率	
	利用率 (%)	千kWh	利用率 (%)	千kWh	利用率 (%)	千kWh
当年度の計画における目標値						
前年度の計画における目標値						

(目標設定に係る措置の考え方)

長期的目標年度: 年度

別記第二号様式その二を次のように改める。

第2号様式 その2

(4) エネルギー状況報告書の公表方法

公表期間	年 月 日 ~ 年 月 日
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページで公表 <input type="checkbox"/> 窓口での閲覧 <input type="checkbox"/> 冊子(環境報告書等) <input type="checkbox"/> その他
閲覧場所:	
所在地:	
閲覧可能時間	
冊子名:	
入手方法:	

2 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量 (単位: 千t-CO<sub>2</sub>)

項目	前々年度	前年度
排出量		

3 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量(1kWh当たり)及びその抑制に係る措置の進捗状況 (単位: kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

項目	前々年度	前年度
全電源のCO <sub>2</sub> 排出係数		
(水力発電のCO <sub>2</sub> 排出係数)		
調整後CO <sub>2</sub> 排出係数		

(排出係数の削減目標達成に向けた具体的な対策の取組実績及びその効果)

把握率	
-----	--

4 再生可能エネルギーの供給の量の割合及びその拡大に係る措置の進捗状況

再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量の割合

前々年度の実績		前年度の実績	
利用率 (%)	千kWh	利用率 (%)	千kWh

(再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策の取組実績、関係の実績等)

長期目標年度: 年度	
------------	--

6 その他地球温暖化の対策に関する事項

(1) 未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の拡大に係る措置及び目標

項目	当年度の利用率		2015年度の利用率		長期的目標年度の利用率	
	利用率 (%)	千kWh	利用率 (%)	千kWh	利用率 (%)	千kWh
当年度の計画における目標値						
前年度の計画における目標値						

(目標設定に係る措置の考え方)

長期的目標年度: 年度

別記第二号様式その三中「による発電」を「を利用した発電による電気の供給」に

発電量 (千kWh)	導入率 (%)
利用量 (千kWh)	利用率 (%)

改める。

附則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の東京都エネルギー環境計画指針（以下「新指針」という。）第四 五の規定は、平成二十六年年度に提出するエネルギー環境計画書にあっては、「前年度に提出した計画書に記載した次に掲げる事項の目標値を転記する」を「次に掲げる事項の目標値を前年度において計画していた場合にあっては、当該計画していた目標値を記載する」と読み替えて、適用する。
- 新指針第五の規定は、平成二十七年以降において算定し、及び報告する平成二十六年以降の実績等について適用し、平成二十六年において算定し、及び報告する平成二十五年の実績等については、なお従前の例による。
- 新指針第五 四の規定は、平成二十七年に提出するエネルギー状況報告書にあっては、「前年度に提出した報告書に記載した前々年度の利用率及び利用率を転記する」を「前々年度の利用率及び利用率の実績を把握している場合にあっては、当該利用率及び利用率の実績を記載する」と読み替えて、適用する。

東京都告示第八百三十号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）第二百二十三条第二項に規定する石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事における作業上の遵守事項を次のとおり定めたので告示する。

平成二十六年五月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

第二百二十三条第二項に規定する石綿含有材料

料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事における作業上の遵守事項

第一 吹き付け石綿（吹き付け工法に使用される石綿含有材料をいう。以下同じ。）又は石綿を含有する保温材（石綿を含有する耐火被覆材及び断熱材を含む。以下同じ。）を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事を施工する者の遵守事項

- 一 防じんシートその他の資材を使用して、工事現場に覆いをする。
- 二 粉じんの飛散を防止するため、散水その他の方法により、工事現場を湿潤化すること。
- 三 石綿を湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な処置を講ずること。

四 吹き付け石綿又は石綿を含有する保温材の封じ込め又は囲い込み作業を行う場合において、全面にわたって、又は部分的に表面が荒れ、剥離した形跡があるときその他石綿が飛散するおそれのある作業を実施するときは、吹き付け石綿を使用する建築物その他の施設の解体において掻き落としの方法により吹き付け石綿を除去する作業に係る法第十八条の十四の作業基準に規定する措置と同等の措置を講ずること。

五 吹き付け石綿又は石綿を含有する保温材の除去作業に使用した工具及び資材等は、付着した石綿を取り除いた後、当該除去作業を行う場所（以下「作業場」という。）の外へ搬出すること。

六 作業場と周辺との隔離に使用したプラスチックシート等は、真空掃除機等で清掃した後、飛散防止剤を散布し、作業場内の空気の除じんを十分行った後に取り出すこと。

七 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）第二百二十四条第一項の規定による届出に必要な情報を法第十八条の十七第一項の規定による説明のときに発注者に提供すること。

八 一から七までの規定による措置、条例第二百二十三条第二項の規定による監視の結果に基づく措置、法第十八条の十四の作業基準に係る措置その他吹き付け石綿又は石綿を含有する保温材の除去等に係る措置を行ったときは、実施年月日、実施方法、異常の有無及び異常があった場合の措置内容並びに現場責任者の氏名を記録し、これを三年間保存すること。

第二 石綿含有材料のうち吹き付け石綿又は石綿を含有す

る保温材以外のもの（以下「石綿含有成形板」という。）を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事を施工する者の遵守事項

- 一 あらかじめ当該建築物その他の施設において使用されている石綿含有成形板の使用の箇所及び規模を設計図書等及び現場目視によって調査し、把握すること。
- 二 石綿含有成形板を除去するときは、薬剤等で湿潤化した後に行い、当該石綿含有成形板を破断しない方法で除去すること。

三 工事現場及びその周辺に、石綿含有成形板の破片その他の石綿を含有するくずが残存しないよう後片付け及び清掃を行うこと。

四 第一 一、二及び五に規定する措置と同等の措置を講ずること。

附 則

- 1 この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。
- 2 平成十九年東京都告示第八百七十五号（石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事における作業上の遵守事項）は、廃止する。

●東京都告示第八百三十一号

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第六十号）第八條第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十六年におけるかつお・まぐろ漁業（小笠原村地先海面におけるものに限る。）の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八條第三項及び第二十五条第

四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成二十六年六月二日から同月十三日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度  
八十一隻

●東京都告示第八百三十二号

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第六十号）第八條第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十六年の小笠原海域におけるさんご漁業（造礁さんごの採捕を目的とするものをいう。）の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八條第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成二十六年六月二日から同月十三日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度  
二隻

規 則 (教)

東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十六年五月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十六号

東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則の一部を改正する規則

東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則（平成五年東京都教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条を削る。

第八条第一項を次のように改める。

学力検査に基づく選抜の教科は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 高等学校の全日制の課程に係る学力検査の教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の五教科とする。
- 二 高等学校の定時制の課程に係る学力検査の教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の五教科のうち三教科を下らない範囲で、高等学校ごとに定める。
- 三 前二号の規定にかかわらず、第七条第一項の規定により入学者の選抜の募集人員を分割して入学候補者を選抜する場合の後期の募集に係る学力検査の教科は、国語、数学及び外国語（英語）の三教科とする。

第八条第二項中「定時制」を「通信制」に、「東京都立

国際高等学校」を「国際バカロレアの教育を行うコース」に改め、同条第四項中「前二項の」を「第一項各号に規定する」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 高等学校の定時制の課程に係る入学者の選抜において

は、面接を行わなければならない。  
 第八条を第九条とする。  
 第七条第一項及び第二項中「東京都教育委員会」を「委員会」に改め、同条を第八条とする。  
 第六条の次に次の一条を加える。

(入学候補者の分割募集)

第七条 別に定める高等学校の課程においては、入学者の選抜(第十三条に規定する推薦に基づく選抜を除く。)の募集人員を分割して入学候補者を選抜することができる。

2 前項の規定による選抜において必要な事項は、第十条から第十二条までの規定にかかわらず、別に定めることができる。

第十条第二項及び第十一条第三項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この規則の施行の日以後に実施する平成二十七年度入学者の選抜については、なお従前の例による。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法

第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。  
 平成二十六年五月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人江戸城天守を再建する会

三 代表者の氏名

小竹 直隆

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地 前川ビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、一六五七年の明暦の大火により失われた江戸城の調査研究、並びに再建、維持・管理、運営事業を行う。これらにより、魅力ある東京の国際的な観光交流都市形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

施設建築物の建築工事の完了について

東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業(第三工区)の施設建築物(Ⅲ街区Ⅲ-1棟)の建築工事が完了したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百十八条の十七の規定により公告する。

平成二十六年五月二十九日

東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 外 添 要 一

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十六年五月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。  
 平成二十六年五月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 (仮称)二子玉川東第二地区市街地再開発ビル(Ⅱ-a街区)

二 店舗所在地 世田谷区玉川一丁目五千百番一ほか

三 設置者名 二子玉川東第二地区市街地再開発組合

四 設置者住所 世田谷区玉川二丁目二十四番一号

<p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社ほか未定</p>	<p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや</p>
<p>六 新設をする日 平成二十七年四月一日</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年五月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。 平成二十六年五月二十九日</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 正敏</p>
<p>七 店舗面積の合計 一万二千七百七十六平方メートル</p>	<p>一 店舗名 いなげや府中浅間町店</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 成瀬 直人</p>
<p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 二百五十四台</p>	<p>二 店舗所在地 府中市浅間町三丁目二番一ほか</p>	<p>十二 変更日 平成二十五年二月一日ほか</p>
<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 九百六十八台</p>	<p>三 設置者名 株式会社いなげや</p>	<p>十三 届出日 平成二十六年四月二十四日</p>
<p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 八百二十七平方メートル</p>	<p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>
<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 四十六・二五立方メートル</p>	<p>五 変更前の店舗名 （仮称）いなげや府中浅間町店</p>	<p>十五 縦覧期間 平成二十六年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>
<p>十二 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業ほか</p>	<p>六 変更後の店舗名 いなげや府中浅間町店</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前二時三十分までほか</p>	<p>七 変更前の設置者の代表者名 遠藤 正敏</p>	<p>一 店舗名 いなげや練馬南大泉店</p>
<p>十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 四か所 店舗北側ほか</p>	<p>八 変更後の設置者の代表者名 成瀬 直人</p>	<p>二 店舗所在地 練馬区南大泉一丁目六番十五号</p>
<p>十五 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前三時から翌午前零時まで</p>	<p>三 設置者住所 株式会社いなげや</p>	<p>三 設置者名 株式会社いなげや</p>
<p>十六 届出日 平成二十六年四月三十日</p>	<p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一</p>	<p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一</p>
<p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 遠藤 正敏</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 遠藤 正敏</p>
<p>十八 縦覧期間 平成二十六年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 成瀬 直人</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 成瀬 直人</p>

八 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 正敏	九 変更後の小売業者の代表者名 成瀬 直人	十 変更日 平成二十五年二月一日	十一 届出日 平成二十六年五月八日	十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十三 縦覧期間 平成二十六年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	一 店舗名 いなげや小金井本町店	二 店舗所在地 小金井市本町三丁目一番一号	三 設置者名 株式会社いなげや	四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一	五 変更前の店舗所在地 小金井市本町三丁目二千五百五十五番一	六 変更後の店舗所在地 小金井市本町三丁目一番一号	七 変更前の設置者の代表者名 遠藤 正敏	八 変更後の設置者の代表者名 成瀬 直人	九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや
十 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 正敏	十一 変更後の小売業者の代表者名 成瀬 直人	十二 変更日 平成二十五年二月一日ほか	十三 届出日 平成二十六年五月八日	十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十五 縦覧期間 平成二十六年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	一 店舗名 いなげや小平回田ビル(A棟)(B棟)	二 店舗所在地 小平市回田町九十三番地一ほか	三 設置者名 株式会社いなげや	四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一	五 変更前の設置者の代表者名 遠藤 正敏	六 変更後の設置者の代表者名 成瀬 直人	七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや	八 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 正敏	九 変更後の小売業者の代表者名 成瀬 直人
十 変更日 平成二十五年二月一日	十一 届出日 平成二十六年五月八日	十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十三 縦覧期間 平成二十六年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	一 店舗名 いなげや花小金井駅前店	二 店舗所在地 小平市花小金井一丁目八番三号	三 設置者名 株式会社いなげや	四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一	五 変更前の設置者の代表者名 遠藤 正敏	六 変更後の設置者の代表者名 成瀬 直人	七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか三名	八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか三名	九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか二名	十 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 正敏(株式会社いなげや)	十一 変更後の小売業者の代表者名 成瀬 直人(株式会社いなげや)



<p>者の代表者名 ほか</p>	<p>十二 変更日 平成二十五年二月一日ほか</p>	<p>十三 届出日 平成二十六年五月八日</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十五 縦覧期間 平成二十六年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 いなげや東村山市役所前店</p>	<p>二 店舗所在地 東村山市本町三丁目四十二番地</p>	<p>三 設置者名 株式会社いなげや</p>	<p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 遠藤 正敏</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 成瀬 直人</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや</p>	<p>八 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 正敏</p>	<p>九 変更後の小売業者の代表者名 成瀬 直人</p>	<p>十 変更日 平成二十五年二月一日</p>	<p>十一 届出日 平成二十六年五月八日</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 縦覧期間 平成二十六年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 いなげやあきる野雨間店</p>	<p>二 店舗所在地 あきる野市秋留一丁目二番地三ほか</p>	<p>三 設置者名 株式会社いなげや</p>	<p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 遠藤 正敏</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 成瀬 直人</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや</p>	<p>八 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 正敏</p>	<p>九 変更後の小売業者の代表者名 成瀬 直人</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 縦覧期間 平成二十六年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 いなげや八王子中野店</p>	<p>二 店舗所在地 八王子市中野山王二丁目十一番十 六号</p>	<p>三 設置者名 株式会社いなげや</p>	<p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一</p>	<p>五 変更前の店舗所在地 八王子市中野山王二丁目千三百七十六番ほか</p>	<p>六 変更後の店舗所在地 八王子市中野山王二丁目十一番十 六号</p>	<p>七 変更前の設置者の代表者名 遠藤 正敏</p>	<p>八 変更後の設置者の代表者名 成瀬 直人</p>	<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 正敏</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 成瀬 直人</p>	<p>十二 変更日 平成二十五年二月一日ほか</p>	<p>十三 届出日 平成二十六年五月八日</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>
----------------------	--------------------------------	------------------------------	--	--	--	-------------------------------	-----------------------------------	----------------------------	----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---	----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------	------------------------------	--	--	--	------------------------------	-------------------------------------	----------------------------	----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---	----------------------------------	----------------------------------	--	--	--	-----------------------------	---	----------------------------	----------------------------------	---	---	---------------------------------	---------------------------------	---	----------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------	------------------------------	---

<p>十五 縦覧期間 平成二十六年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十五 縦覧期間 平成二十六年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 いなげや小平小川橋店</p> <p>二 店舗所在地 小平市小川町一丁目四百三十二番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社いなげや</p> <p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一(仮称)いなげや小平小川町店</p> <p>五 変更前の店舗名 いなげや小平小川橋店</p> <p>六 変更後の店舗名 遠藤 正敏</p> <p>七 変更前の設置者の代表者名 成瀬 直人</p> <p>八 変更後の設置者の代表者名 成瀬 直人</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 正敏</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 成瀬 直人</p> <p>十二 変更日 平成二十五年二月一日ほか</p> <p>十三 届出日 平成二十六年五月八日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>一 店舗名 いなげや練馬関町南ビル</p> <p>二 店舗所在地 練馬区関町南一丁目九番四十一号</p> <p>三 設置者名 株式会社いなげや</p> <p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 遠藤 正敏</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 成瀬 直人</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか一名</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 遠藤 正敏(株式会社いなげや)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 成瀬 直人(株式会社いなげや)ほか</p> <p>十 変更日 平成二十五年二月一日ほか</p> <p>十一 届出日 平成二十六年五月八日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十六年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>一 店舗名 玉川高島屋ショッピングセンター</p> <p>二 店舗所在地 世田谷区玉川三丁目十七番一号</p> <p>三 設置者名 東神開発株式会社ほか三名</p> <p>四 設置者住所 世田谷区玉川三丁目十七番一号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名 東神開発株式会社ほか一名</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名 関 敏明(東神開発株式会社)ほか</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 松本 靖彦(東神開発株式会社)ほか</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社銀座マギーほか二百一名</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社銀座マギーほか百九十三名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社三峰ほか九名</p> <p>十一 変更前の小売業者の住所 港区海岸一丁目二番二十号(株式会社三陽商会)ほか</p> <p>十二 変更後の小売業者の住所 新宿区本塩町十四番地(株式会社三陽商会)ほか</p> <p>十三 変更前の小売業者の代表者名 川村 重仁(株式会社三峰)ほか</p> <p>十四 変更後の小売業者の代表者名 川村 益充(株式会社三峰)ほか</p> <p>十五 変更日 平成二十六年二月一日ほか</p> <p>十六 届出日 平成二十六年五月九日</p>
---	---	--	--	--	--

十七 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間

平成二十六年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年五月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年五月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名

フレンテ南大沢(新館)

二 店舗所在地

八王子市南大沢二丁目一番六

三 設置者名

京王電鉄株式会社

四 設置者住所

新宿区新宿三丁目一番二十四号

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数

隔地 二十二台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数

隔地 三台

七 変更前の駐車場の数及び位置

二か所 隔地

八 変更後の駐車場の数及び位置

一か所 隔地

九 変更日

平成二十六年十二月三十一日

十 届出日

平成二十六年四月三十日

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間

平成二十六年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002



この用紙は、再生紙のうえにリサイクルされています。